



3.自宅への訪問及びご自宅のポスト及びドア等への督促状の貼り付け

4.ご親族、職場へのご連絡と代理返済の要求

を代理人弁護士を通じて法的手続きによる執行と致します。

このような事態にならないよう貴殿の速やかな対応をお願い致します。

※ご自宅訪問の際は財産物の強制没収と売却が行われます。

(テレビやパソコン、携帯電話など生活必需品以外の全ての財産物を強制売却致します)

上記のように、手続きを拒否した場合認可団体へ債権が委託され日常生活に支障をきたし、更に親族や知人にまで多

大な迷惑がかかる事となります。

貴殿の速やかな対応が予期せぬトラブルを防ぎ、これ以上の請求の発生を防ぐ唯一の手段となりますのでご対応の程、

お願い申し上げます。

